

周南市議会図書室規程

平成15年5月13日
議会規程第6号

改正 平成20年9月1日議会規程第1号 平成25年2月27日議会規程第8号

(設置)

第1条 本市議会に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第19項の規定により周南市議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

(刊行物等の収集保管)

第2条 図書室には、議員の調査研究に資するため、次の刊行物等を収集保管する。

- (1) 法第100条第17項の規定により送付を受けた官報その他の政府刊行物
- (2) 法第100条第18項の規定により送付を受けた山口県公報その他の山口県刊行物
- (3) 周南市議会会議録その他の周南市議会刊行物
- (4) 周南市公報その他の周南市刊行物
- (5) 地方自治に関する刊行物
- (6) 各都市及び議会の適当な刊行物
- (7) 各種の図書、新聞、雑誌、磁気記録物等

第3条 前条第7号に定める図書は、直ちに図書台帳に登録（寄贈を受けたときは、寄贈者の氏名を記入すること。）し、日本十進分類法により分類の上、所要記号を記入したラベルを添付し、整理保存する。

(開室時間)

第4条 図書室の開室時間は、市議会事務局の執務時間とする。

(管理)

第5条 図書室は、議会の議長が管理する。

(利用者の範囲)

第6条 図書室は、議員の調査研究に支障を及ぼさない範囲において、市職員その他一般に利用させることができる。

2 市職員以外の一般利用は室内閲覧のみとする。

(室内閲覧)

第7条 図書の閲覧は、図書室においてするものとする。

2 図書室において図書を閲覧しようとする者は、係員に申し出なければならぬ。

(室外閲覧)

第8条 図書は、係員に申し出て室外で閲覧することができる。

2 係員は、室外閲覧の申出があったときは、直ちに図書貸出簿に記入しなければならない。

第9条 前条により室外で閲覧することができる図書は3冊以内とし、その期間は10日以内とする。ただし、議員が調査のため、特に長期にわたり利用する場合で、その旨申出をしたときは、この限りでない。

第10条 室外で閲覧する図書は、その期間中でも必要があるときは返納を求めることができる。

第11条 次の図書は、室外閲覧をすることができない。

- (1) 第2条第1号から第4号までの刊行物
- (2) 辞書、年鑑
- (3) 各種法令集
- (4) 新聞
- (5) その他室外閲覧を不適当と認めたもの

(図書の返納)

第12条 図書の閲覧を終了したときは、直ちに係員に返納しなければならない。

2 係員は、図書の返納を受けたときは、直ちに図書貸出簿に記入しなければならない。

(図書の弁償)

第13条 図書を紛失し、又は損傷したときは、同じ図書又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(図書の登録抹消)

第14条 次の図書は、登録を抹消する。

- (1) 破損して使用不能になったもの
- (2) 紛失図書で弁償手続の済んだもの。ただし、現物弁償の場合を除く。
- (3) 行方不明図書
- (4) その他登録の抹消を適当と認めたもの

附 則

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日議会規程第1号)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日議会規程第8号)

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に定める規定の施行の日から施行する。